

第37 政策提言

積極的平和主義と日本の針路



二〇一四年八月

公益財団法人日本国際フォーラム
政策委員会

二 挨拶

公益財団法人日本国際フォーラムは、一九八七年の創立以来、その内部に政策委員会を設置して、定期的に政策提言を行ってきた（巻末資料二・参照）。今回発表する政策提言「積極的平和主義と日本の針路」は、そのような当フォーラムの提言活動の第二十七番目の成果である。いわゆる冷戦時代は幾多の紆余曲折を経つつも、最終的には西側先進民主主義諸国の勝利によって終結したが、ポスト冷戦の世界は、一極支配から多極支配を経て無極支配とも呼ばれる現段階へと変化しつつ、いまなお新しいバランス・オブ・パワーの着地点に到達せず、混迷の度を深めている。そのような激変する国際情勢のなかで、日本は今後どのような針路を進むべきなのであろうか。

そのような問題意識を背景に、日本国際フォーラムは、二〇一三年十一月十一日から五回にわたり政策委員会を開催し、二〇一四年七月十一日付けで「積極的平和主義と日本の針路」とのテーマで政策提言案をとりまとめた。政策提言案は、その後全政策委員に送付され、うち七十二名の政策委員がその内容を承認して、これに署名した。

この政策提言の全文（日本語・英語）は、その後恒例により内閣総理大臣に提出されると同時に、内外記者会見をつうじて新聞発表された。また、内外のオピニオン・リーダーに一斉に送付されるとともに、当フォーラムの日本語、英語の両ホームページ（<http://www.jfir.or.jp>）上で公開された。加えて、広く世論に直接問いかけるために、八月六日付けの産経新聞、朝日新聞、毎日新聞の各紙に各

一 ページ全面を使って、その全文を意見広告として発表した。

なお、日本国際フォーラムは、外交・国際問題に関し、会員の審議、研究、提言を促し、もって内外の世論の啓発に努めることを目的とするが、それ自体が組織として特定の政策上の立場を支持し、もしくは排斥することはない。政策委員会によって採択される政策提言の内容に対して責任を有するのは、その政策提言に署名した政策委員のみであって、組織としての当フォーラムならびにその政策提言に署名しなかった当フォーラムの評議員、役員、会員、その他の関係者は、その内容に対していかなる責任を負うものでもない。

二〇一四年八月

公益財団法人日本国際フォーラム

理事長

政策委員長

伊藤 憲一



目次

序論	1
署名者	6
結論	8
一、国連の集団安全保障措置には、軍事的措置を伴うものを含めて、参加せよ	8
二、P K O法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定を早急に実現し、もって世界的な集団安全保障体制の整備に貢献せよ	8
三、集団的自衛権の行使容認を歓迎し、必要な法制度の早急な整備を求める	8
四、日米の対中戦略協調を前提としつつ、東南アジア、豪州、インドとの連携も強化せよ	8
五、G 7諸国とともに、ロシアの「力による一方的領土拡大」を拒否し、その不承認政策を貫徹せよ	9
六、日本は「地球規模の諸問題」についてもリーダーシップを発揮せよ	9
巻末資料	10

序論

一、混迷の度を深めるポスト冷戦の国際秩序

いわゆる冷戦時代は幾多の紆余曲折を経つつも、最終的には西側先進民主主義諸国の勝利によって終結したが、ポスト冷戦の世界は、一極支配から多極支配を経て無極支配とも呼ばれる段階へと変化しつつ、いまなお新しいバランス・オブ・パワーの着地点に到達せず、混迷の度を深めている。一九九〇年八月二日のイラクによるクウェート侵攻や二〇〇一年九月十一日の米中枢同時多発テロ事件は、その発火点となった事件であった。

その後のアフガニスタンやイラクを戦場とする「テロとの戦い」は、いまや戦場をシリアにも拡大して、收拾の気配は一向に見られない。しかるに、アメリカは「米国は世界の警察官ではない」との言葉を残して、中東の戦場を離脱し、アジアにその軸足（ピボット）を移した。時あたかも、中国は南シナ海や東シナ海において力による支配を一方的に拡大しつつあり、アメリカに対しても「新型大国関係」という新たな挑戦を突き付けている。

そのような国際秩序における「ゲームのルール」

の変化を先取りしたかのように、ロシアは二〇一四年三月十八日に力を背景にしてウクライナからクリミアを奪い取り、ロシア領に編入した。その行動は「力による現状の変更を認めない」という第二次世界大戦後の国際社会の根本規範に真正面から挑戦するものであった。

国連総会は直ちに三月二十七日、ロシアによるクリミアの一方的な地位変更を承認しない旨の決議を採択した。賛成100、反対11、棄権58であった。六月四、五日にブリュッセルで開催されたG7首脳会議も、この国連総会決議を支持する旨を宣言した。西側先進民主主義諸国のすべてを含む国際社会の大勢が、ロシアの行動を承認せず、対口経済制裁に踏み切ったのである。そこには、もちろん、かつてナチス・ドイツがチェコスロヴァキアにズデーテン地方のドイツへの割譲を迫ったときに、英仏などがチェコスロヴァキアを見捨て、それがドイツの膨張主義への青信号となったという歴史的事実の記憶がある。

二、集団的自衛権の行使に満足するなかれ

このように混迷の度を深める国際秩序のなかで、日本は今後どのような針路を進むべきであろうか。

日本国際フォーラムは二〇〇九年十月に第32政策提言「積極的平和主義と日米同盟のあり方」を発表し、そのなかで「これまでの日本の平和主義は、自国が加害者にならなければ『それでよし』とする平和主義であった。しかし、二十一世紀の世界は、世界や地域の平和と安全のために『どのような積極的な役割を果たすのか』を訊ね、『世界市民の一員としての責任を果たすよう』求めている。日本の平和主義は、これまでの『消極的平和主義』『受動的平和主義』から新しい『積極的平和主義』『能動的平和主義』へとレベルアップしなければならない」と提言した。

おりしも日本においては、七月一日、安倍晋三内閣の閣議決定により、これまで認められていなかった集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更が行われた。いかなる国家も自然権として自衛の権利を持つことは、個別的であると集団的であるとを問わず、当然のことであり、われわれはこの決定を歓迎する。ただし、それは自衛権にかかわるものである限りにおいて、抑止力を高め、「国際の平和と安全の維持」（国連憲章第一条第一項）に寄与するものではない。理念的には、「力の均衡」による平和の維持の系譜にながる。理念的には、国連の集団安全保障やPKOなどへの参加や貢献とは系譜を異にする。国連憲章

第五十一条は、国連の集団安全保障措置への参加以外の武力行使を一般的に禁止しつつ、その例外として自衛権の行使を容認しているものであり、その逆ではないからである。日本は、憲法前文等の国際協調主義に鑑みても、集団的自衛権の行使容認に満足することなく、「世界平和主義」を体現するグローバルな集団安全保障体制の構築への参加と貢献をいっそう強化しなければならない。

三、「一國平和主義」から「世界平和主義」へ 転換せよ

それというのも、世界はいま「ゲームのルール」を変えて、「武力による現状の変更」を認める弱肉強食の国際秩序に退化するか、「法と正義を基調とする国際平和」（憲法第九条第一項）の支配する秩序に向けて進化するか、の分岐点に立っているからである。そのいずれが今後の国際秩序形成の主流となるかは、日本の平和と安全にとって他人事ではない。日本は世界秩序が力の原始状態に逆戻りするのを断じて許容すべきではなく、不戦秩序の実現にこそ尽力すべきである。そのために日本はその国是をこれまでの「一國平和主義」から「世界平和主義」に転換しなければならない。

理念的には、一九二八年の不戦条約以前の世界と以後の世界を区別する必要がある。第一次世界大戦の惨禍を見て、人類はそれまで主権国家の国際法上の権利であるとして正当化してきた「戦争」を、以後不戦条約によって不法化するともに、「力による領土の一方的拡大」を禁止した。一九二八年を境として、人類史は無差別戦争観の支配する「戦争自由の時代」から戦争が不法化された「戦争不法の時代」に移行したといつてよい。一九四一年の大西洋憲章も、一九四三年のカイロ宣言も、ともに「領土不拡大の原則」を宣言しており、日本はこれを根拠にロシアに対して北方領土の返還を要求している。日本は「積極的平和主義」の担い手として、「一国平和主義」から「世界平和主義」に転換しなければならぬ。

四、クリミア問題への対処ぶりこそが積極的平和主義の試金石となる

そのようなときに、ロシアは力によって隣国ウクライナからその領土であるクリミア半島を奪い、ロシア領に編入する挙に出た。プーチン大統領は、二〇一四年三月十八日のロシア議会における演説でクリミアのロシア系住民のロシア領編入要請を根拠に、

クリミアのロシア領編入を正当化した。これは国際社会が共有する不戦の価値観に真正面から挑戦する行動であり、悪名高い「ブレジネフ・ドクトリン」の再生である。ソ連崩壊を「二十世紀最大の地政学的悲劇」と言い切ったプーチンならではの行動である。今回のロシアの行動が、二次にわたるチェチェン戦争やその後のグルジア戦争の延長線上にあることは間違いない。

国際社会、少なくとも西側先進民主主義諸国が、今回のロシアの行動を批判し、経済制裁に踏み切ったのは、大きな救いではあったが、それだけでは不十分な対応にとどまっております、今後なお多くのフォロアアップが求められている。

それだけに、そのようなときに、日本国内に「ウクライナは日本から遠い地理的位置にあり、日本の平和や安全にとって直接の大きな関係はない」とか、「北方領土問題を抱える日本は、他国と立場を異にしており、ロシアを無用に挑発すべきでない」とか、「日本とロシアは、東シベリアの天然ガス開発などの利益を共有していることを忘れるべきでない」などの声があるのは、典型的な「一国平和主義」の声であり、残念なことであると言わなければならない。日本が、一方でロシアによるクリミアの不法奪取を

黙認しながら、他方で北方領土の返還を求めるならば、それは自家撞着以外の何ものでもない。

五、国際社会は中国に誤ったシグナルを送ってはならない

また、ここで国際社会がロシアの不法行為を見逃せば、中国がそこから誤ったシグナルを読み取り、東アジアにおいてウクライナにおけるロシアと同様の一方的行動に出て来ることが危惧される。現時点では中国はまだそこまで踏み切ってはいないが、ここで国際社会があればこのコストやリスクの負担を嫌って、軍事制裁はもとより、経済制裁すらも躊躇するようなことにでもなれば、それは中国に対して「第二のロシア」となることを懲憑する結果となるであろう。

他方、経済制裁という制裁手段の効果については、これを過小評価すべきではない。核の拡散とその抑止効果の拡大のなかで、国際社会は軍事制裁の発動にかつてなく慎重たらざるを得ないでいるが、それだけに非軍事制裁、とくに経済制裁の効果に注目する必要がある。かつての東西冷戦には、東西両陣営間の体制競争の側面があったが、最終的には西側が勝者となる形で終焉を迎えた。グローバリゼーション

の進展するなかで、経済制裁はコストも高まっているが、効果も高まっているので、これを巧妙に発動し、賢明に運営することが、今後国際社会の研究課題となるであろう。

日本は、他の先進民主主義諸国とともにロシアのクリミア編入を承認しないとの原則的立場を貫徹すべきであって、目先の個別の利益によって右顧左眄してはならない。一九三三年三月の国際連盟脱退で日本は当時の国際社会全体と絶縁したが、そこで失ったものの大きさを想起すべきである。ロシアの行動に対して、中国は支持、不支持を明言せず、右顧左眄しているが、日本が同様の対応をするならば、日本は国際社会の信用を失うだけでなく、将来中国が東シナ海や南シナ海でロシアと同様の行動に出た場合、これを批判する資格さえも失うことになるであろう。

六、積極的平和主義と日本の針路

不戦条約の目的は国連憲章に引き継がれているが、「世界不戦体制」としての国連の集団安全保障体制にはいまだに多くの欠陥（たとえば、安全保障理事会における五大国の拒否権など）があり、現実にはこれのみに依拠して、日本の平和と安全を守るこ

とはできない。「世界不戦体制」に欠けている力の均衡や抑止力を補完し、あるいは代行するものとして、先進民主主義諸国（経済的にはG7、政治・軍事的にはNATOと日米同盟）の結束と連帯がある。これら諸国が基本的人権や民主主義の価値観を共有していることも重要である。

「世界不戦体制」やそれを補完・代行する先進民主主義諸国体制への参加や貢献について、日本国内の一部に「戦争への加担」であるとの批判があるのは、無知に基づく中傷である。不戦条約以降の世界においては、法的には「戦争」は存在しないからである。存在しているのは、「侵略行為」とそれに対する「制裁行為」だけである。「制裁行為への参加」は国際社会の責任あるメンバーの義務であって、それは「戦争への加担」ではない。

第二次世界大戦に敗れた日本は、国家の安全保障を他国に任せて経済復興に専念する「吉田ドクトリン」を国家戦略の基本とし、池田勇人首相はドゴール大統領から「トランジスタージャジオのセールスマン」と揶揄されたが、そのような「吉田ドクトリン」は二十一世紀を迎えた相互依存の国際社会ではもはや成り立たない。日本は、「日本だけの平和は可能であり、それでよい」としてきたこれまでの「一国平

和主義」の眠りから覚めて、「世界全体の平和なくして、日本の平和なし」と説く「世界平和主義」の旗を掲げなければならない。

積極的平和主義は、国連憲章との整合性を維持した理念体系であって、国際協調主義の上に立つものである。日本の積極的平和主義は、戦前の日本の犯した過ちを認め、それを繰り返さないことを誓うところから出発しなければならない。積極的平和主義は、日本が世界と共存・共栄するための日本の戦略的な知恵である。

このような考えに基づいて、左に署名するわれわれ七十二名は、以下に六項目の政策を提言する。

署名者

● 政策委員長

伊藤 憲一 日本国際フォーラム理事長

● 副政策委員長

島田 晴雄 千葉商科大学学長

● 政策委員

愛知 和男 元衆議院議員

阿曾村邦昭 比較文化研究センター会長

飯田 敬輔 東京大学大学院教授

池田 十吾 国士舘大学教授

石垣 泰司 元駐フィンランド大使

石川 薫 日本国際フォーラム研究本部長

市川伊三夫 日本国際フォーラム監事

伊藤 英成 元衆議院議員

伊藤 剛 明治大学教授

伊藤和歌子 日本国際フォーラム研究センター長

井上 明義 三友システムアプレイザル取締役相談役

内田 忠男 国際ジャーナリスト

浦野 起央 日本大学名誉教授

大江 志伸 江戸川大学教授

大木 浩 元衆議院・参議院議員

大藏雄之助 異文化研究所代表

太田 正利 元駐南アフリカ大使

大谷 立美 創価女子短期大学教授

大宅 映子 評論家

小川 元 前衆議院議員

小笠原高雪 山梨学院大学教授

神谷 万丈 防衛大学校教授

川上 高司 拓殖大学海外事情研究所長

河東 哲夫 ジャパン・アンド・ワールド・トレンドズ代表

河村 幹夫 多摩大学名誉教授

木村 崇之 元欧州連合代表部大使

日下 一正 国際経済交流財団会長

小池百合子 衆議院議員

斎藤 昌二 元三菱化学顧問

斎藤 直樹 山梨県立大学教授

坂本 正弘 日本国際フォーラム上席研究員

佐島 直子 専修大学教授

澤井 弘保 神戸大学客員教授

志鳥 學修 航空評論家

杉内 直敏 元駐ルーマニア大使

鈴木 馨祐 衆議院議員

鈴木 棟一 政治評論家
 給田 英哉 国際教養大学理事
 高橋 一生 元国際基督教大学教授
 田久保忠衛 日本国際フォーラム緊急提言委員長
 竹内 行夫 日本国際フォーラム監事／元外務事務次官
 田島 高志 元駐カナダ大使
 堂之脇光朗 日本紛争予防センター会長
 トラン・ヴァン・トゥ 早稲田大学教授
 内藤 正久 日本エネルギー経済研究所顧問
 中谷 和弘 東京大学教授
 中西 寛 京都大学大学院教授
 鍋嶋 敬三 評論家
 西村 眞悟 衆議院議員
 袴田 茂樹 新潟県立大学教授
 畠山 襄 国際貿易投資研究所理事長
 原 聡 京都外国語大学客員教授
 半田 晴久 世界開発協力機構総裁
 兵藤 長雄 元駐ベルギー大使
 平林 博 日本国際フォーラム副理事長
 吹浦 忠正 ユーラシア21研究所理事長
 船田 元 衆議院議員
 古澤 忠彦 ユーラシア21研究所研究員

堀口 松城 日本大学客員教授
 本郷 健太 たちばな出版代表取締役
 本間 正義 東京大学教授
 眞野 輝彦 国際金融評論家
 六鹿 茂夫 静岡県立大学大学院教授
 森井 敏晴 日本国際フォーラム参与
 森本 敏 拓殖大学特任教授／前防衛大臣
 屋山 太郎 政治評論家
 湯下 博之 元駐フィリピン大使
 渡辺 利夫 拓殖大学総長
 渡邊 啓貴 東京外国語大学教授
 渡辺 繭 日本国際フォーラム常務理事

以上署名者七十二名
 (五十音順)

結 論

一、国連の集団安全保障措置には、軍事的措置を伴うものを含めて、参加せよ

国連の集団安全保障措置への参加については、たとえそれが軍事的措置を伴うものであっても、それは憲法の禁止する「武力の行使」に該当するものではない。わが国は、国連安全保障理事会の決議に基づいて組織される多国籍軍のような国連の集団安全保障措置については、国際協調主義に基づき「積極的平和主義」の立場から、これに参加すべきである。

二、PKO法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定を早急に実現し、もって世界的な集団安全保障体制の整備に貢献せよ

世界に目を転ずれば、ならず者国家、国際テロリストなどによる平和と安全の破壊には目に余るものがあり、現時点で世界各地に四十六件の武力紛争が存在し、昨年だけで十一万人以上が死亡している。日本はこれまでにカンボジア和平やインド洋給油などの平和維持活動に一定の実績を残したが、今後さ

らに適時適切な貢献を可能ならしめるためには、PKO法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定が急務である。

三、集団的自衛権の行使容認を歓迎し、必要な法制度の早急な整備を求める

「ポスト冷戦」の世界が俄かに騒然としてきているなかで、東アジアもまた例外ではない。北朝鮮は核とミサイルをちらつかせ、中国は力による海洋進出を躊躇していない。日本が一国でこれらの脅威に対抗することは不可能である。日本は、米国あるいはその他の友好的な地域内諸国と共同して脅威に対処する必要がある。安倍政権による集団的自衛権の行使容認の憲法解釈変更を歓迎し、これに伴い必要となる法制度の早急な整備を求める。

四、日米の対中戦略協調を前提としつつ、東南アジア、豪州、インドとの連携も強化せよ

米国は、一方で尖閣諸島に日米安保条約第五条が適用されることを明言しつつも、他方で中国の提唱する「新型大国関係」に留意する姿勢を崩していない

い。日本は、そのような米国との対中戦略協調を前提としつつ、対中抑止とともに対中関与にも努めるべきである。同時に東南アジア諸国、さらには豪州、インドとの連携も強化する必要がある。

五、G7諸国とともに、ロシアの「力による一方的領土拡大」を拒否し、その不承認政策を貫徹せよ

時あたかも、ロシアがその隣国ウクライナから領土の一部であるクリミアを奪い、ロシア領に編入する動きに出た。これは「力による現状変更」を認めないという第二次世界大戦後の国際関係の大原則を根底から覆す行動であり、われわれはこれを容認することはできない。G7を中心とする先進民主主義諸国は、ロシアに対しとりあえず限定的な経済制裁を課しているが、日本はこの動きを支持し、G7諸国と共同行動を採らなければならない。

六、日本は「地球規模の諸問題」についてもリーダーシップを発揮せよ

日本は、安全保障問題を領域保全の諸問題だけに

限定するのではなく、積極的平和主義の観点から、いわゆる「地球規模の諸問題」あるいは「人間の安全保障にかかわる諸問題」（破綻国家、国際テロリスト、貧困、人権、開発、海賊、サイバー、エネルギー、宇宙、気候変動、感染症などの諸問題）についても積極的な関心を示し、リーダーシップを発揮せよ。

巻末資料

1. 日本国際フォーラムについて

【設立】

日本国際フォーラム (The Japan Forum on International Relations, Inc.) は、政府から独立した民間・非営利の外交・国際問題に関する総合的な研究・提言機関を日本にも設立する必要があるとの認識に基づいて、故服部一郎初代理事長より 2 億円の基本財産の出捐を受け、1987 年 3 月に故大来佐武郎初代会長のもとで、会員制の政策志向のシンクタンクとして設立され、2011 年 4 月に公益財団法人となりました。

【目的】

当フォーラムは、わが国の対外関係のあり方および国際社会の諸問題の解決策について、広範な国民的立場から、諸外国の声にも耳を傾けつつ、常時継続的に調査、研究、審議、提言するとともに、それらの調査、研究、審議の成果を世に問い、また提言の内容の実現を図るために、必要と考えられる発信・交流・啓発等の事業を行い、もってわが国および国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的として活動しております。

【組織】

最高意志決定機関である評議員会のもとに、執行機関である理事会、監査機関である監事、そして諮問機関である顧問会議と参与会議が設置されています。また、理事会のもとに、当フォーラムの業務を支援し、あるいは実施する財務委員会、運営委員会、政策委員会、緊急提言委員会の 4 つの委員会および研究センター、事務局が設置されています。

【専門】

(1) 国際政治・外交・安全保障等、(2) 国際経済・貿易・金融・開発援助等、(3) 環境・人口・エネルギー・食糧・防災等の地球的規模の諸問題、(4) アメリカ、ロシア、中国、アジア、ヨーロッパ等の地域研究、(5) 東アジア共同体構想に関わる諸問題、(6) 人権と民主化、紛争予防と平和構築、文明の対立、情報革命等の新しい諸問題。

【活動】

(1) 政策委員会等による各種の政策提言活動、(2) ホームページ上に設置された e-論壇「百花斉放」における公開討論活動、(3) 原則として期間を特定した「研究センター活動」と、その枠を超えたしばしば永続的な「特別研究活動」から成る調査研究活動、(4) 各種国際会議・シンポジウムの開催や専門家等の派遣、受入等の国際交流活動、(5) 『日本国際フォーラム会報』、ホームページ、メールマガジン、出版刊行等の広報啓発活動、(6) 「国際政経懇話会」の活動、(7) 「外交円卓懇談会」の活動。

【連絡先】

[住 所] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301
[TEL] 03-3584-2190 [FAX] 03-3589-5120
[E-mail] info@jfir.or.jp [URL] <http://www.jfir.or.jp/>

2. 政策委員会の政策提言

これまでに日本国際フォーラム政策委員会が審議し、研究した政策提言のテーマは、次の 37 テーマである。ただし、第 7、34 両政策提言については、「提言」成立のために必要な政策委員会のコンセンサスを取りまとめることができず、結果として廃案となった。

1. 「日、米、アジア NICs 間の構造調整」
(主査：渡辺利夫筑波大学教授、1988 年 3 月 3 日発表)
2. 「北東アジアの長期的安定と協力のビジョン」
(主査：神谷不二慶應義塾大学教授、1989 年 3 月 15 日発表)
3. 「日本の経済力を世界経済のためにいかに活用するか」
(主査：金森久雄日本経済研究所センター会長、1989 年 7 月 25 日発表)
4. 「日米協力のあり方—責任分担を中心として」
(主査：猪口孝東京大学教授、1990 年 4 月 5 日発表)
5. 「国際通貨貿易システムの安定化への貢献」
(主査：眞野輝彦東京銀行常任参与、1990 年 8 月 14 日発表)
6. 「変貌するソ連と日本の対応」
(主査：田久保忠衛杏林大学教授、1991 年 4 月 10 日発表)
7. 「新段階を迎える市場開放」
(主査：竹中一雄国民経済研究協会顧問、1992 年 2 月 27 日廃案)
8. 「国連の平和機能の強化と日本の役割」
(主査：佐藤誠三郎東京大学教授、1992 年 10 月 7 日発表)
9. 「アジア社会主義経済の変化と日本の対応」
(主査：佐藤経明日本大学教授、1993 年 6 月 8 日発表)
10. 「日欧政治関係：21 世紀への展望」
(主査：中西輝政静岡県立大学教授、1993 年 11 月 16 日発表)
11. 「地域経済圏形成の動きと日本の対応」
(主査：小林實日本興業銀行顧問、1994 年 6 月 17 日発表)
12. 「中国の将来とアジアの安全保障：新しい日中関係を目指して」
(主査：小島朋之慶應義塾大学教授、1995 年 1 月 25 日発表)
13. 「日米経済摩擦の本質と対応」
(主査：島田晴雄慶應義塾大学教授、1995 年 8 月 3 日発表)
14. 「アジア・太平洋地域における安全保障体制の可能性と役割」
(主査：渡邊昭夫青山学院大学教授、1996 年 6 月 5 日発表)
15. 「WTO 体制と日本」
(主査：坂本正弘中央大学教授、1996 年 11 月 27 日発表)
16. 「発展途上国支援の新方向を探る」
(主査：草野厚慶應義塾大学教授、1998 年 3 月 5 日発表)
17. 「情報革命時代における世界と日本」
(主査：公文俊平国際大学グローコム所長、1998 年 8 月 24 日発表)
18. 「対米中露関係の展望と日本の構想」

- (主査：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、1999年4月19日発表)
19. 「グローバル化経済とアジアの選択」
(主査：トラン・ヴァン・トゥ早稲田大学教授、2000年5月26日発表)
 20. 「新しい国家主義：集団的人間安全保障を目指して」
(主査：猪口邦子上智大学教授、2001年7月6日発表)
 21. 「リオ+10と日本の環境外交」
(主査：山本良一東京大学教授、2001年10月24日発表)
 22. 「東アジアにおける安全保障協力体制の構築」
(主査：田中明彦東京大学教授、2002年12月18日発表)
 23. 「東アジア経済共同体構想と日本の役割」
(主査：吉田春樹吉田経済産業ラボ代表取締役、2003年6月20日発表)
 24. 「新しい世界秩序と日米同盟の将来」
(主査：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、2004年4月28日発表)
 25. 「世界の中の日本：その文化と教育」
(主査：袴田茂樹青山学院大学教授、2004年12月13日発表)
 26. 「新しい脅威と日本の安全保障」
(主査：佐瀬昌盛拓殖大学教授、2005年8月10日発表)
 27. 「国際エネルギー安全保障体制の構築」
(主査：内藤正久日本エネルギー経済研究所理事長、2006年5月18日発表)
 28. 「変容するアジアの中での対中関係」
(主査：小島朋之慶應義塾大学教授、2006年10月30日発表)
 29. 「インドの躍進と日本の対応」
(主査：榊原英資早稲田大学教授、2007年9月5日発表)
 30. 「ロシア国家の本質と求められる日本の対露戦略」
(主査：袴田茂樹青山学院大学教授、2008年2月20日発表)
 31. 「グローバル化の中での日本農業の総合戦略」
(主査：本間正義東京大学大学院教授、2009年1月14日発表)
 32. 「積極的平和主義と日米同盟のあり方」
(主査：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、2009年10月22日発表)
 33. 「外国人受入れの展望と課題」
(提言起草委員：平林博日本国際フォーラム副理事長、井口泰関西学院大学教授、2010年11月24日発表)
 34. 「グローバル・テロと日本の対応」
(提言起草委員：山内昌之東京大学教授、2011年1月7日廃案)
 35. 「膨張する中国と日本の対応」
(提言起草委員：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、2012年1月20日発表)
 36. 「グローバル化時代の日本のエネルギー戦略」
(政策委員長：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、2012年6月18日発表)
 37. 「積極的平和主義と日本の針路」
(政策委員長：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、2014年8月5日発表)
- (肩書きは発表当時)

3. 評議員・役員等名簿

評議員 (11名)	井上 明義	小池百合子	服部 靖夫	
	歌田 勝弘	田中 達郎	広中和歌子	
	大宅 映子	野上 義二	廣野 良吉	
	黒田 眞	袴田 茂樹		
理事 (7名)	[会長]	今井 敬		
	[理事長]	伊藤 憲一		
	[副理事長]	平林 博		
	[専務理事]	石川 薫		
	[常務理事]	渡辺 繭		
	[理事]	田久保忠衛	半田 晴久	
監事 (2名)	市川伊三夫	竹内 行夫		
顧問 (23名)	石井 直	川村 隆	中原 秀人	宮原 耕治
	氏家 純一	北村 雅良	中村 公一	宮本 洋一
	大井 康之	木村 宏	西澤 豊	茂木友三郎
	荻田 伍	清原 武彦	福澤 武	守村 卓
	垣見 祐二	鈴木貞一郎	本郷 健太	山下 隆
	加瀬 豊	竹中 統一	宮崎 俊彦	
最高参与 (1名)	金森 久雄			
参与 (43名)	愛知 和男	岩國 哲人	高原 明生	船田 元
	青木 節子	大藏雄之助	田島 高志	前田 武志
	青木 保	折田 正樹	田中 明彦	眞野 輝彦
	浅尾慶一郎	神谷 万丈	田原総一郎	六鹿 茂夫
	安倍 晋三	河合 正弘	内藤 正久	森井 敏晴
	有馬 龍夫	北岡 伸一	中西 寛	森本 敏
	石垣 泰司	木下 博生	原 聡	山内 昌之
	伊藤 英成	近衛 忠輝	畠山 襄	山澤 逸平
	伊藤 剛	坂本 正弘	吹浦 忠正	屋山 太郎
	猪口 邦子	島田 晴雄	福島安紀子	渡辺 利夫
	猪口 孝	進藤 榮一	藤崎 一郎	

(五十音順)

[注]日本国際フォーラムは、外交・国際問題に関し、会員の審議、研究、提言を促し、もって内外の世論の啓発に務めることを目的とするが、それ自体が組織として特定の政策上の立場を支持し、もしくは排斥することはない。政策委員会によって採択される「政策提言」の内容に対して責任を有するのは、その「政策提言」に署名する政策委員のみであって、当フォーラムならびにその「政策提言」に署名しない当フォーラムのその他の関係者は、その内容に対していかなる責任を負うものでもない。

4. 入会のご案内

日本国際フォーラムは国際問題や外交政策に関する民間・非営利・独立のシンクタンクですが、その活動は趣旨に賛同する多数の会員の参加と貢献によって維持されております。1人でも多くの個人会員、1社、1団体でも多くの法人会員の皆様のご支援とご参加を得たく、ここにその会員制度についてご案内申し上げます。

なお、当フォーラムは、2011年3月28日付けで内閣総理大臣より公益財団法人としての認定を受け、4月1日からは公益財団法人日本国際フォーラムとして、新たなスタートを切ることになりました。これにより、会員の皆様からお支払いいただく年会費は、「公益財団法人への移行にともなう税の優遇措置について」(URL:http://www.jfir.or.jp/j/members/preferential_tax.pdf)のとおり、税制上の優遇措置の対象となります。

【法人正会員】

- (1)入会資格：当フォーラムの目的に賛同し、その活動を財政的に支援するため法人正会員会費を納入する法人。
- (2)特典・役割：法人正会員の代表者またはその代理人は、下記の法人準会員の代表者と同等の特典・役割に加え、当フォーラム運営の中心的存在として、その活動に直接参加することができます。
- (3)年会費：1口1,000,000円（複数口歓迎）
- (4)入会方法：当フォーラム事務局にご連絡下さい。ご説明に参上します。

【法人準会員】

- (1)入会資格：当フォーラムの目的に賛同し、法人準会員会費を納入する法人。
- (2)特典・役割：法人準会員の代表者またはその代理人は、下記の個人正会員と同等の特典・役割に加え、国際政経懇話会などの有料の特別行事に無料で招待されます。
- (3)年会費：1口100,000円（原則として3口以上）
- (4)入会方法：当フォーラム事務局にご連絡下さい。ご説明に参上します。

【個人正会員】

- (1)入会資格：外交・国際問題について一定以上の知識と関心があり、当フォーラムの目的に賛同していただける方で、当フォーラムの個人正会員1名の推薦を受け、かつ当フォーラムの入会資格審査会で入会を承認された方。
- (2)特典・役割：下記の個人準会員と同等の特典・役割に加え、公開・非公開を問わず原則として当フォーラムのすべての会議や行事に参加し、その中心的メンバーとして活動することが期待されております。また、当フォーラムの非公開出版物の配布を受け、かつ、当フォーラムの役員、委員等に選任される資格が付与されます。
- (3)年会費：1口10,000円
- (4)入会方法：当フォーラム事務局にご連絡ください。折り返し説明資料と入会申込書をお送りします。ホームページの「入会のご案内」から直接入会することも可能です。

【個人準会員】

- (1)入会資格：会費を納入していただければ、どなたでも個人準会員になれます。
- (2)特典・役割：当フォーラムおよび姉妹団体の主催する一般公開の会議・シンポジウム・ワークショップ等に優先的にご招待致します。また、それらの会合の『記録』および定期的に刊行される『会報』、『政策提言』等の公開出版物をお送り致します。
- (3)年会費：1口3,000円
- (4)入会方法：当フォーラム事務局にご連絡ください。折り返し説明資料と入会申込書をお送りします。ホームページの「入会のご案内」から直接入会することも可能です。

【お問い合わせ先】

日本国際フォーラム事務局

【住所】 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301
【TEL】 03-3584-2190
【FAX】 03-3589-5120
【E-Mail】 info@jfir.or.jp
【URL】 <http://www.jfir.or.jp/>

5. e-論壇への投稿のご案内

日本国際フォーラムのホームページ (<http://www.jfir.or.jp/>) には、意見交換のためのe-論壇「百花斉放」が設置されています。広く一般市民に開放された外交・国際問題に関する双方向の公開討論の場です。グローバル・フォーラム (GFJ)、東アジア共同体評議会 (CEAC) と連携し、世界開発協力機構 (WSD) の後援を受けて、関連団体の日本語ホームページ上で運営しております。専門家だけでなく、一般市民からの投稿も活発で、GFJ、CEAC と合わせ、年間1000通を超える投稿があり、編集委員会でも内容を審査のうえ、毎日掲載しております。

他方、一般読者からのアクセスは、GFJ、CEAC と合わせ、毎日約3万人を超えており、3団体合計で、年間では1000万人を超えています(ただし、リピーターを含む)。

e-論壇「百花斉放」に掲載されたすべての投稿記事は、ホームページへの一般読者のアクセスを受動的に待つだけでなく、隔月刊の「メルマガ日本国際フォーラム」に載せて、全国約1万人のメルマガ登録者に能動的に配信されております。また、そのうち、海外読者への配信を適切と考えられる内容の記事については、これを全文英訳のうえ、当フォーラム英語版ホームページ上の「JFIR Commentary」欄に掲載し、また隔月刊の当フォーラム英語メルマガ「JFIR E-Letter」に転載して、その全文を全世界の送付先(登録者約1万人)に送付しております。

e-論壇にアクセスし、さらにはご投稿くださることを歓迎いたします。皆様の自由な意見交換をつうじて、相互啓発とより高い次元への議論の発展を図りたいと考えております。

The screenshot shows the homepage of the Japan Forum on International Relations (JFIR). The main navigation bar includes 'Home', 'About JFIR', 'Organization', 'Activities', and 'Meetings'. The central content area features a section for the 'e-Forum' (e-論壇 百花斉放, JFIR) with a table of recent articles. The sidebar on the right contains 'New Information' (新着情報) with dates and titles of recent publications.

投稿日	最近の投稿テーマ	投稿者	職業
07/19	「国連決議」下の中国の「自治」	中兼 和重次	東京大学名誉教授
07/17	岸田はケニアに「説明」する必要がある	杉浦 正康	政治評論家
07/15	種金論と金の分配	荒木 一郎	横浜国立大学教授
07/18	憲法的自衛権行使の日本社会の反応	河東 越夫	元外交官
07/14	中国よ、「新型大規模弾道ミサイル」に自信か?	橋本 敬三	評論家
07/14	日本が「インテリ」に打撃を喰うのか	杉浦 正康	政治評論家
07/13	「連戦」の日本対イラン心の今後	内田 勝彦	国研役員、元大使
07/13	日本は、イスラエルのガザ爆撃を黙視するのか	吉岡 厚	ベンチャー企業顧問
07/12	「連戦1」日本対イラン心の今後	内田 勝彦	国研役員、元大使
07/11	中国が「非対称」文化大革命	中兼 和重次	東京大学名誉教授
07/09	「連戦」の戦況を踏まえてイスラエルのインテリ	河村 洋	外交評論家
07/09	「連戦」の戦況を踏まえて	船田 元	元経済産業庁長官

新着情報
 2014年
 7/19 **NEW**
 『精緻的平和主義と日本の財務』
 第5回政策委員会メモ掲載
 『メルマガ日本国際フォーラム』
 (7月8月号) 発行
 7/15 **NEW**
 杉浦正康理事長『インド新政権への期待』、『目撃』掲載
 7/9
 『米中関係と日本-ワシントンからの報告』(吉森義久講話)(7月1日発刊)
 7/1
 金額2014年度夏季号 発行
 6/27
 『FOSCEから見たウクライナ危機』(ランベルト・ザニエ氏講話)(6月17日発刊)
日本国際フォーラムの調査研究事業に外務省から「A評価」! **NEW**

日本国際フォーラムの日本語ホームページのトップページ (<http://www.jfir.or.jp/>)

頒布価格 900 円 (税込)

第 37 政策提言

「積極的平和主義と日本の針路」

(JF-J-II-A-0037)

2014年8月発行

発行者 公益財団法人 日本国際フォーラム

[住 所] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301

[TEL] 03-3584-2190 [FAX] 03-3589-5120

[E-mail] info@jfir.or.jp [URL] <http://www.jfir.or.jp/>

転載ないし引用の際は、本政策提言が出典であることを明示すること